

UBC情報

発行： 2017年11月1日

No. 209

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

年末調整の準備をお願いします。

保険料控除証明書や前職のある方は前勤務先の源泉徴収票など、年末調整に必要な書類を集めておきましょう。また従業員の方にも各種控除申告書を配布し、早めに準備していただくように指示をお願いします。

トピックス

退職金に係る税務上の取り扱い



退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであるため、退職所得控除や他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

◆勤続年数に応じた退職所得控除額

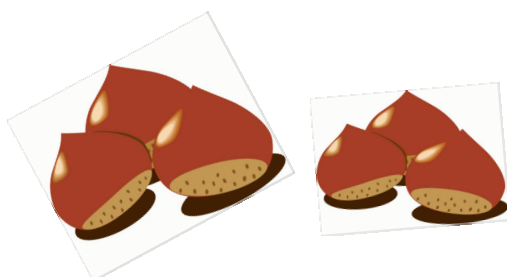
退職金の支払いを受けた場合、所得税の課税対象となる退職所得は、【(退職金－退職所得控除額) × 1/2】で算出します(特定役員に対する退職金については異なる)。これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた金額が所得税額(基準所得税額)となります。

この退職所得控除額は、勤続年数(1年未満の端数がある場合は1年)に応じて計算され、*勤続年数20年以下は【40万円×勤続年数】、*勤続年数20年超は【800万円+70万円×(勤続年数－20年)】となります。なお、障害者となったことに直接基因して退職した場合は、100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

◆退職金を相続人が受け取った場合は

小規模企業共済による共済金(準共済金)や、中小企業退職金共済によって支払われる退職金を一括で受け取った場合も退職所得扱いとなり、退職所得控除額を差し引いた額の1/2が課税対象となります。この場合、退職所得控除額の勤続年数は、契約期間(掛金が納付された期間)となります。

なお、被相続人が亡くなったことで、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が相続人などに支払われた場合、その退職金は相続税の課税対象となり、【500万円×法定相続人の数】を超えた部分が課税対象となります。



☆ iDeCoの加入者数が改正により倍増

個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の加入者数が認知度向上により急増しています。

◆加入者は改正後8ヵ月で倍増し、62万人に

iDeCoは、任意で加入することにより公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金のひとつで、加入者自らが掛金を拠出して運用方法を選び、年金として受け取る金額は運用成績によって変動するものです。

今年1月から制度改正によりiDeCoの加入対象者が拡大し、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりましたが、国民年金基金連合会が公表した加入者数の状況によると、今年8月時点で62万339人となり、制度改正前の30万6314人（28年12月時点）から倍増しました。

◆掛金払込証明書を確定申告や年末調整で提出

iDeCoの大きなメリットとして、①掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり全額所得控除、②運用益は非課税、③受給時は所得控除（年金で受給する場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」）の適用が受けられます。

掛金を納付した加入者（納付方法が「個人払込」の方）には、国民年金基金連合会から毎年10月下旬（初回の掛金納付が10月以降の加入者には翌年1月）に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られてきますので、確定申告や年末調整の際に添付等して、控除を受けます。

なお、小規模企業共済等掛金控除は加入者本人の掛金しか所得控除できませんので、社会保険料控除のように世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の分を含めることはできません。



☆「源泉控除対象配偶者」が38万円の控除対象

来年から配偶者控除・配偶者特別控除は、控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与収入のみの場合150万円）に上げるなどの見直しが行われます。

これに伴い、これまでの控除対象配偶者（居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下）は「同一生計配偶者」に名称変更され、合計所得金額1千万円以下である居住者の同一生計配偶者が「控除対象配偶者」となります。また、配偶者控除等が38万円となる配偶者（合計所得金額900万円以下である居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額85万円以下の方）は、「源泉控除対象配偶者」となります。

☆事業者間取引はクーリングオフできる？

商品やサービスの契約をした場合、通常は一方向的に契約を解除することはできませんが、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引による契約については、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができるクーリングオフ制度があります。

しかし、同制度は一般消費者と事業者との契約が対象であり、事業者間取引に関しては原則、適用されません。

そのため、事業者が営業用もしくは営業として契約した場合は、簡単に契約解除することはできませんので、少しでも不審に思ったり、契約内容に疑問がある場合は、その場で契約せずに情報収集などを行い慎重に判断することが大切です。

編集後記 早いもので今年もあと2ヶ月となりました。年末年始に慌てることのないように、年内に仕上げる仕事は余裕をもって取り掛かりましょう。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL : 0836-33-6717 FAX : 0836-33-6753
MAIL : info@ubc-net.com
URL : <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 209

発行：2017年
11月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

平成 30 年度概算要求過去最大 ～厚労省、子育て支援など総額 31 兆円計上～

◆来年度予算の編成に向けて、各省庁からの概算要求が8月末までに出そろい、9月6日、財務省がその内容を公表しました。それによると要求総額はおよそ101兆円で、4年連続で100兆円を超えることとなりました。

このうち厚労省の要求額は約31兆円で、今年度の当初予算に比べ7,000億円の増額によって過去最高に上り、子育て支援や介護、障害福祉サービスに関する予算も昨年に比べて増額されています。

子育て支援に関しては「子育て安心プラン」に基づいて、来年度分の9万人の受け皿確保に向け、整備費等約1,400億円を計上しています。加えて、家庭的保育や企業主導型保育の整備等にも新規予算を要求しており、特に企業主導型保育事業に関しては、(独)福祉医療機構の融資対象に追加するなど、様々な取り組みを通して待機児童を解消する姿勢を示しています。

また、来年度には介護報酬および障害福祉サービス等報酬の改定が行われますが、現在各審議会での改定に向けた議論をしている最中で、概算要求などと合わせて年末に決まる予定です。(参考：財務省HP/厚労省HP/産経新聞ウェブ)



概算要求で示された主な取り組み

＜子育て支援＞

●保育の受け皿拡大

保育所整備への補助率を嵩上げ(1/2⇒2/3)
延長保育や障害児保育などの多様なニーズへの
対応促進

●学童保育受け皿を来年度末までに122万人分確保

●企業主導による事業所内保育の支援

＜高齢者福祉＞

●小規模な社福の人事・労務管理体制の効率化・
充実を図るための法人間でのネットワーク構築

●地域密着型サービス施設の整備や特養多床室への 改修助成

●介護、障害サービスを一体的に提供する共生型
サービス施設の整備に向けて、福祉医療機構の
融資拡充

処遇改善率は10%超とも（平成24年度対比） ～第31回子ども・子育て会議資料～

◆9月8日、第31回子ども・子育て会議が開催され、子育て安心プラン等を踏まえた基本方針の改正案等について議論されました。また同時に、新制度施行3年目を迎えた現状での各種統計データ等も示されています。この中からいくつかの重要なデータについてまとめました。

（参考：厚労省HP）

＜認定こども園に関する状況（平成29年4月1日現在）＞

☆制度施行3年目の今年までに認定こども園に移行した施設は全部で5,081施設で、昨年度の4,001施設から1,080施設増加しています。増加した種別のうち最も多いのは幼保連携型で833施設を占めており、幼保連携型認定こども園の総数は3,618施設となりました。また認定こども園に移行した施設の内訳は、保育所715か所、幼稚園377か所で、その大部分を占めています。設置者別の施設数内訳は右表のとおりです。

設置主体	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
公立	551	48	251	2
社福法人	1,897	0	276	1
社福以外	1,170	759	65	61
計	3,618	807	592	64

＜平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の累計結果の概要＞

☆この調査は29年度調査に先駆けたプレ調査として実施されたもので、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）等を踏まえ、主として保育所等の給与実態等を把握し、これまでの処遇改善策の効果の検証等を行うことを目的として行われました。ただし有効回答率が3割に満たないことや、計算書類等の表記等に誤りがあるなど、精査すべき記載も見られるとともに、福祉医療機構の実施している「経営分析参考指標」等との比較には計算式などに留意する必要があります。今後は、今年度から社会福祉法人に義務付けられている計算書類の公開情報等との効果的な連携により、現場の事務負担の軽減等が進むことが望まれます。左表のデータはいずれも私立施設のもので、賃金改善率は平成24年度当時の給与水準（処遇改善補助金制度の実施前）との比較によるものです。

	保育所	認定こども園
サービス活動収益	124,545千円	124,680千円
人件費	88,105千円	74,029千円
人件費率(対総費用)	76.4%	69.2%
当期活動増減差額	9,487千円	17,689千円
活動増減差額率	7.6%	14.2%
職員平均勤続年数	10.3年	11.0年
賃金改善率	12.7%	10.5%

